

○ 経済産業省令第六号  
環 境 省

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百二十七号）の施行に伴い、国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣 赤澤 亮正

環境大臣 石原 宏高

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令（令和七年 経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のよう<sup>1</sup>に改め、改正前欄及び改正後欄に對応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに對応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに對応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改<br>正<br>前                              | 改<br>正<br>後                                |
|--|--|
| （法人等保有口座の記録事項）                           | （法人等保有口座の記録事項）                             |
| 第三条 法第四十九条第二項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 | 第三条 法第五十七条の八第二項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 |
| 一（略）                                     | 一（略）                                       |
| （法人等保有口座の開設の申請）                          | （法人等保有口座の開設の申請）                            |
| 第四条 法第五十条第二項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。        | 第四条 法第五十七条の九第三項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。       |
| 2 法第五十条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。       | 2 法第五十七条の九第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。      |
| 一（略）                                     | 一（略）                                       |
| 3 法第五十条第四項の主務省令で定める書類は、次の各               | 3 法第五十七条の九第四項の主務省令で定める書類は、                 |

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める書類とする。

一・二 (略)

(変更の届出)

第五条 法第五十一条第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない。

2 (略)

(振替手続の申請方法)

第六条 法第五十二条第二項の主務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

(申請による国際協力排出削減量の振替を行わない場合)

第七条 法第五十二条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 令第十条に規定する国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項の記録がある国際協力排出削

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他の環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める書類とする。

一・二 (略)

(変更の届出)

第五条 法第五十七条の十第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない。

2 (略)

(振替手続の申請方法)

第六条 法第五十七条の十一第二項の主務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

(申請による国際協力排出削減量の振替を行わない場合)

第七条 法第五十七条の十一第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 令第二十一条に規定する国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項の記録がある国際協力排

減量の振替の申請である場合

二〇六 (略)

2 (略)

(信託の記録の申請)

第八条 令第十一條第一項の申請（同項第一号に掲げる場合を除く。）は、様式第三の申請書によつてしなければならない。

2 (略)

(信託の記録の抹消の申請)

第九条 令第十四條第一項の申請（同項第一号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によつてしなければならない。

2 (略)

(受託者の変更があつた場合の申請)

第十条 令第十六條第一項の申請は、様式第五の申請書によつてしなければならない。

2 (略)

(受託者の解任)

出削減量の振替の申請である場合

二〇六 (略)

2 (略)

(信託の記録の申請)

第八条 令第二十二条第一項の申請（同項第一号に掲げる場合を除く。）は、様式第三の申請書によつてしなければならない。

2 (略)

(信託の記録の抹消の申請)

第九条 令第二十五条第一項の申請（同項第一号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によつてしなければならない。

2 (略)

(受託者の変更があつた場合の申請)

第十条 令第二十七条第一項の申請は、様式第五の申請書によつてしなければならない。

2 (略)

(受託者の解任)

第十一條 環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。

（信託の記録の変更の申請）

第十二条 令第二十条の申請は、様式第六の申請書によつてしなければならない。

2 (略)

（国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第十三条 法第五十七条の二の請求は、様式第七の請求書によつてしなければならない。

2 (略)

3 環境大臣及び経済産業大臣は、法第五十七条の規定による請求があつた場合において、遅滞なく、当該請

第十一條 環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第二十八条において準用する令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。

（信託の記録の変更の申請）

第十二条 令第二十八条において読み替えて準用する令第二十条の申請は、様式第六の申請書によつてしなければならない。

2 (略)

（国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第十三条 法第五十七条の十七の請求は、様式第七の請求書によつてしなければならない。

2 (略)

3 環境大臣及び経済産業大臣は、法第五十七条の十七の規定による請求があつた場合において、遅滞なく、当該請

求に係る国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面を交付するものとする。

## （手数料の納付の方法）

第十七条 令第二十一条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあつた事實を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。

## (手数料の納付の方法)

第十七条 令第二十九条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあつた事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。

2  
(略)

(振替の申請に係る手数料を免除することができる場合

1

第十八条 令第二十一条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第二号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であつて、当該申

2  
(略)

(振替の申請に係る手数料を免除することができる場合

7

第十八条 令第二十九条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第五号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であつて、当該申

請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、す  
るものとする。

請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、するものとする。

## 様式第一（第4条關係）

(略)

地球温暖化対策の推進に関する法律第50条第3項の規定により、法人等保有口座の開設について、次のとおり申請

(略)

## 様式第二（第5条関係）

(略)

法人等保有口座名義人の名称等に変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律第51条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

### 様式第三 (第8条關係)

(略)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第11条第1項の信託の記録について、次のとおり申請します。

(略)

### 様式第三（第8条關係）

(略)

法人等保有口座名義人の名称等に変更があるので、地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の10第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

(三)

### 様式第三（第8条關係）

(略)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第22条第1項の信託の記録について、次のとおり申請します。

(略)

様式第四（第9条関係）

（略）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第14条第1項の規定により、信託の記録の抹消について、次のとおり申請します。

（略）

様式第五（第10条関係）

（略）

受託者の変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

（略）

様式第六（第12条関係）

（略）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第20条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。

（略）

様式第四（第9条関係）

（略）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第25条第1項の規定により、信託の記録の抹消について、次のとおり申請します。

（略）

様式第五（第10条関係）

（略）

受託者の変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第27条第1項の規定により、次のとおり申請します。

（略）

様式第六（第12条関係）

（略）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第28条において読み替えて準用する第20条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。

（略）

様式第七（第13条関係）

（略）

地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の2の規定により、国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付について、次のとおり請求します。

（略）

様式第七（第13条関係）

（略）

地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の17の規定により、国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付について、次のとおり請求します。

（略）

左 三

ノリの細印は、令和八年一月一日前の施行である。